

特定非営利活動法人北見文化連盟 定款施行細則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、特定非営利活動法人北見文化連盟(以下「この法人」という)定款(以下「定款」という)第51条の規定に基づき必要な事項を定める。

(会費)

第2条 定款第8条第2項の年会費は次の通りとする。

(1) 正会員

個人会員1名	1,000円
会員数2名から24名までの団体 会員1名につき	800円
小学生から高校生までの会員 会員1名につき	200円
会員数25名から31名までの団体	20,000円
会員数32名から50名までの団体	25,000円
会員数51名から100名までの団体	30,000円
会員数101名以上の団体	40,000円

(2) 賛助会員及び法人会員 賛助会費として 10,000円

(3) 名誉会員 正会員に準ずる

(4) 会費は、毎年6月末日までに会員数の報告と一緒に納入する。

(寄付金)

第3条 この法人は、理事会の承認を経て寄付金を受けることができる。

(事務局)

第4条 定款第20条の規定に基づき事務局を設置し、事務局職員を配置する。

2 事務局の運営管理は、定款第15条第4項の規定により専務理事が行う。

3 事務局職員には賃金を支給する。

4 事務局職員の、賃金及び服務に関する規程は別に定める。

(実行委員会)

第5条 この法人には、理事会の決定事項を執行するための、実行委員会を設置することができる。

2 前項の実行委員会は、理事会の権限を奪うことはできない。

(閲 覧)

第6条 定款第44条の、この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、いつでも閲覧等できるように事務所に備え置く。

2 閲覧等を希望する者は、閲覧等申込書を理事長に提出し法令の定めるところにより閲覧等することができる。

(定款施行細則の変更)

第7条 この定款施行細則は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1. この定款施行細則は、この法人が成立の日から施行する。